

# 初動対処要領に基づき定める「初動対処の具体的な対応」の概要について

参考資料4

○「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領」※1 のⅡにおいて別に定めることとされた政府の初動対処の具体的な内容を定めるもの。※2

## 【対象事象】

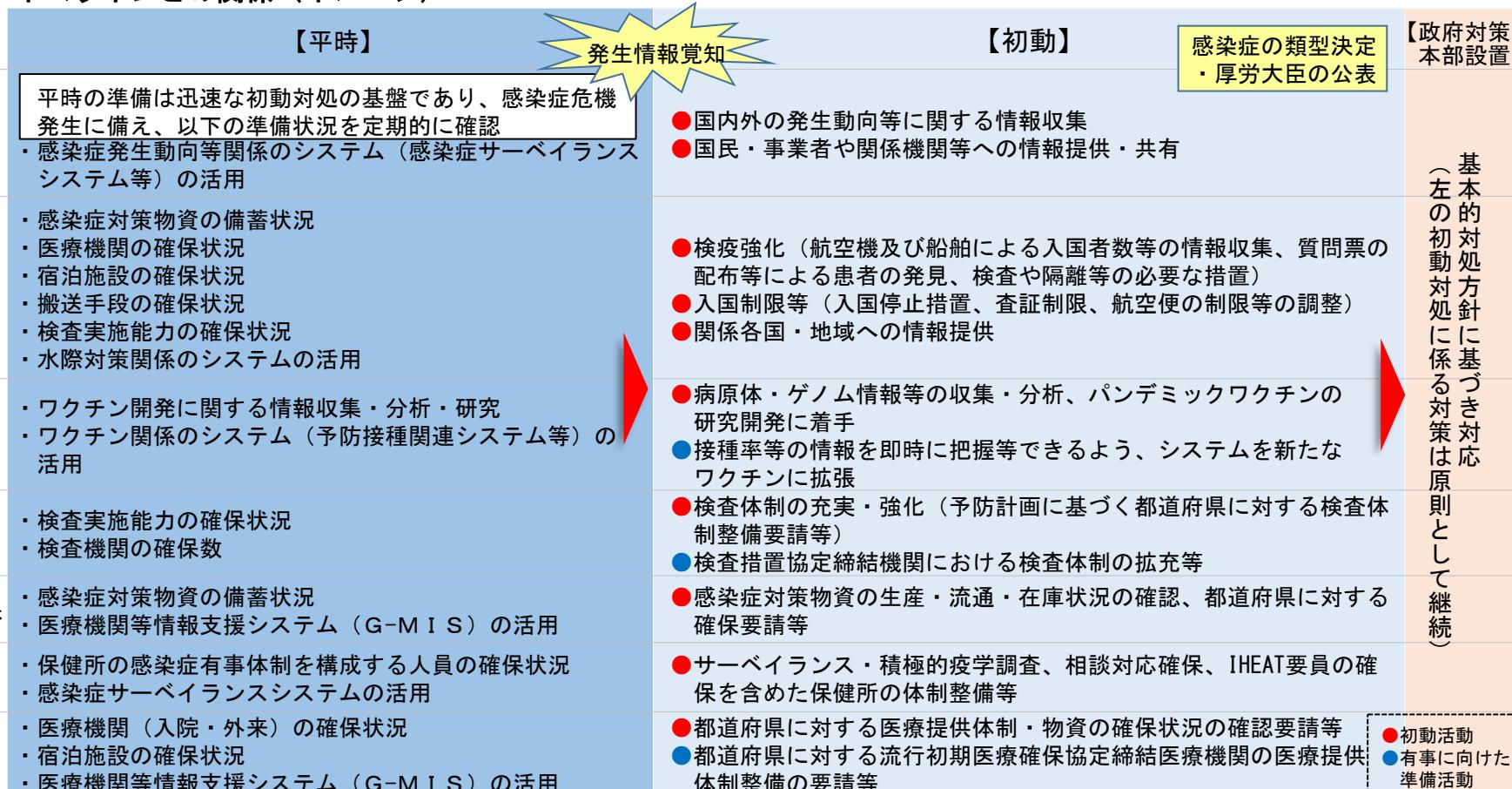
- ・特措法の適用対象となる感染症が発生した場合（特措法の適用対象となるかどうか不明な段階のものも含む）※3

## 【対象フェーズ】

- ・発生情報覚知から政府対策本部を設置し、基本的対処方針が実行されるまでの間（平時の準備状況の確認も含む）

## ～「具体的な対応」とタイムラインとの関係（イメージ）～

（政府行動計画は見直し中であるが、現時点で初動のために必要な項目を記載）



※1 令和5年9月1日

※2 政府行動計画改定までの間、当面の初動対処の具体的な対応とし、政府行動計画見直しの議論・訓練の実施等を踏まえ適宜見直しを行う。

※3 感染症が海外で発生した場合を想定。また、特措法の適用対象外の感染症についても、国民の生命及び健康の保護と国民生活及び国民経済に及ぼす影響の双方の観点等に鑑みて、政府全体の見地からの総合調整等が必要な場合の対応等についても、事態の状況に応じ、これに準じて対応する。